

統計規程

昭和63年6月21日

理事会決議

〔平成2年3月28日 一部改正〕
〔平成19年12月19日 一部改正〕

(目的)

第1条 この規程は、協会が作成し公表する統計につき、必要な事項を定める。

(統計の作成)

第2条 事務局は、投資運用業及び投資助言・代理業の健全な発展並びに会員の効率的な業務運営に資するため、投資運用業及び投資助言・代理業の事業主体に関する事項、事業活動に関する事項等について統計を作成する。

(統計作成のための資料)

第3条 会員は、統計作成のため理事会が必要と認めた資料を、事務局に提出するものとする。

2 前項に定める資料のほか、法令等に基づき作成した資料で公衆の縦覧に供されているもの及び協会の業務の過程において作成された事実に関する記録資料は、統計作成のために利用することができる。

(資料の取扱い)

第4条 前条第1項により提出された資料は、統計の目的以外に使用してはならない。

2 集計業務等資料の取扱いを外部に委託するときは、統計作成のための資料又は数値が他に転用されることのないよう、資料管理の徹底を図らなければならない。

(統計の公表)

第5条 統計の公表に当たっては、会員名を伴った個別の数値又は会員の系列ごとに集計した数値を公表してはならない。

(守秘義務)

第6条 役員及び職員は、資料の収集、集計その他の統計業務に関し、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。